

# 運輸安全マネジメント 推進項目

## 基本方針

- 1) 全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要で有るという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み、絶えず安全性の向上を図る。
- 2) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する。

## 安全目標 (平成 22 年 8 月～平成 23 年 7 月)

車両事故の削減(加害事故) 目標値 : 0 件以内 (年間累計値)  
(前年累計 3 件の車両事故発生)

平成 22 年 8 月 1 日

信濃運輸株式会社

代表取締役社長 油井 健一

| 項目                       | 内容   | 具体的内容   |
|--------------------------|--|---|
| 経営責任者の責務と輸送の安全に対する基本的な方針 | <p>1.経営者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る。</li> <li>② 輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。</li> <li>③ PDCA サイクルの実践により、継続的に輸送の安全の向上を図るため、業務の実施及び、管理の状況適否を常に確認し、必要な改善を行う。</li> <li>④ 安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築する。</li> </ul> <p>2.我社の輸送の安全に対する基本的な方針【基本方針公表事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 全従業員に対して、輸送の安全確保が最も重要で有るという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取り組み絶えず安全性の向上を図る。</li> <li>② 輸送の安全に関する取組み状況等の情報について、積極的に公表する。</li> <li>③ 公共の道路を使用し業務している認識を常に持ち、運転マナー、運転技能向上に努め交通事故の防止を図る。</li> <li>④ プロドライバーとしての自覚を高め悪質違反を絶対させない。<br/>(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、過積載、最高速度違反、救護義務違反)</li> <li>⑤ 運行管理体制及び、車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車両管理が適切に機能するよう配慮する。</li> <li>⑥ 現場の声を安全性向上の方策に継続的に反映させる等、全体の安全性を計画的に向上させる。</li> <li>⑦ 研修、講習会等の実施により管理者及び、運転者の能力向上を図る。</li> <li>⑧ 安全に対する基本的な方針及び、それに基づく目標／計画を確実に策定し従業員に周知徹底する。</li> </ul>  | <p>【企業責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全は全てに優先する。</li> </ul> <p>【社内周知方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点毎の配布、掲示を行う</li> <li>・運輸安全マネジメント重点目標の掲示</li> <li>・交通安全講習会実施計画と結果の管理</li> <li>・拠点毎の配布掲示</li> </ul>   |
| 基本方針達成の具体的な目標・計画         | <p>1.目標の設定【安全目標公表事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 安全目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両事故の削減(加害事故) 1件以内(年間累計値) / (前年度3件の事故発生に伴い、半減目標の設定)</li> </ul> </li> <li>② 輸送の安全確保に関する資源投入 <ul style="list-style-type: none"> <li>運行管理システムのバージョンアップ / 運行管理者の管理資料が確実に早く処理出来るよう改善する</li> </ul> </li> </ul> <p>2.目標達成のための計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 点呼体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・点呼及び指導監督等の運行管理業務を確実に実施できる運行管理者の配置をするとともに、指導講習の受講を確実にする。</li> <li>・アルコールチェッカーを徹底し飲酒運転の徹底的に撲滅する。</li> <li>・運転者の拘束時間、運転時間、連続運転時間、休憩時間、休息期間の把握し管理する。</li> </ul> </li> <li>② 指導教育及び講習等の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転者の年齢、経験、能力に応じた研修の徹底・・・特定運転者に対する適正診断の徹底(初任診断、事故惹起者特別診断、適齢診断)</li> <li>・ドライブレコーダーの記録をチェックし、危険箇所を把握し乗務員全体へ指導する。(危険予知訓練、ヒヤリハット事例の社内指導)</li> <li>・運転者とのコミュニケーションを強化し、意思疎通を十分図るとともに運行条件を踏まえ、運転者からの安全対策情報を収集し改善に努める。</li> </ul> </li> <li>③ 運転者台帳の整備し、安全運行管理に活用する。</li> <li>④ 交差点横断歩道手前での徐行・一時停止の徹底による防衛運転の励行</li> <li>⑤ 運転者を対象とした交通安全講習会の継続</li> </ul> | <p>【実態の把握と数値目標の明確化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年事故件数 3 件 (H21 年 8 月～H22 年 7 月 累計値)</li> <li>・本年度目標値 1 件以下</li> <li>・点呼拠点での事故目標はゼロが基本だが、通期全体結果で総合的な評価をする。</li> <li>・労務管理実績を自動集計出来るようシステムを改善する。<br/>車両台帳、運転者台帳のデータベース化</li> </ul> <p>【管理実態の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理帳票(日報、点呼簿、日常点検記録表)の月次確認</li> <li>・点呼実施状況の確認(拠点への月 1 回以上の視察)</li> <li>・安全衛生委員会での勤務実績評価</li> <li>・資格者に対する講習受講実績の把握管理</li> <li>・対象者の把握と実施計画、実績の把握</li> <li>・拠点 DR チェック状況の確認と危険映像の収集／公開を行う。</li> <li>・業務以外の事を含めコミュニケーションを強化する。</li> <li>・更新管理を確実にし、もれの無い管理をする。</li> <li>・DR 映像検証及び乗務員相互通報による相互監視</li> <li>・交通安全運転講習会、無事故表彰の継続実施</li> </ul> |
| 実施                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1.安全マネジメントを的確に実施し輸送の安全に対する計画策定、実行、評価及び改善過程を円滑に進める。</li> <li>2.安全マネジメントを実施するに当たり、相互に密接に関係する他の事業者がある場合、協力して安全性の向上に努める。</li> <li>3.下請事業者を利用する場合、当該下請事業者の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮し、可能な限り協力するよう努める</li> </ul>  | <p>【達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原因分析を多角的に行い、分析を強化し再発防止活動を行う。</li> <li>・必要に応じ是正措置、予防措置を講じる。</li> </ul>  |
| 改善                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1.重大事故、災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取締り等を受けた場合は、速やかに原因分析し改善策を策定し全社的に教育・指導を実施し再発の防止を図る。</li> </ul>  | <p>【監視機能の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社長、安全統括管理者等による点呼実施状況の視察、監督</li> </ul>  |
| 情報公開                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>1.外部に対する情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>①輸送の安全に関する基本的な方針、安全目標及び当該目標の達成状況</li> <li>②自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計</li> </ul> </li> <li>2.輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を遅滞無く公表する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送の安全確保命令／事業改善命令／自動車その他の輸送施設の使用停止処分／事業停止処分</li> </ul> </li> </ul>  | <p>【情報公開の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに掲載<br/><a href="http://www.shinano-unyu.co.jp">http://www.shinano-unyu.co.jp</a></li> </ul>   |
| 記録                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1.マネジメントの実施状況がわかるように記録、保存する。<br/>輸送の安全に関する基本的な方針、安全目標、チェック(評価)の結果(目標達成状況)、その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め保存する。</li> </ul>   | <p>【記録管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運行管理帳票(日報、点呼簿、日常点検記録表)の月次確認</li> <li>・拠点より目標進捗報告を受け、管理責任者が集計する。</li> </ul>  |